（指定福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等）

第百二十四条　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定特定福祉用具販売事業者に係る指定の申請等）

第百二十五条　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請）

第百二十六条の十三　（略）

2　前項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定居宅サービス事業者の特例に係る病院等の別段の申出）

第百二十九条　（略）

2　前項に規定する申出書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

第百三十条　（略）

2　前項に規定する申出書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（共生型居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出）

第百三十条の五　（略）

2　前項に規定する申出書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定居宅サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百三十一条　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び前二項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の二の二　（略）

2・3　（略）

4　第一項及び第二項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の三　（略）

2・3　（略）

4　第一項及び第二項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の三の二　（略）

2～5　（略）

6　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の四　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等）

第百二十四条　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定特定福祉用具販売事業者に係る指定の申請等）

第百二十五条　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請）

第百二十六条の十三　（略）

（新設）

（指定居宅サービス事業者の特例に係る病院等の別段の申出）

第百二十九条　（略）

（新設）

第百三十条　（略）

（新設）

（共生型居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出）

第百三十条の五　（略）

（新設）

（指定居宅サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百三十一条　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の二の二　（略）

2・3　（略）

（新設）

（指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の三　（略）

2・3　（略）

（新設）

（指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の三の二　（略）

2～5　（略）

（新設）

（指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の四　（略）

2～4　（略）

（新設）